

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 5

所管課かい名 スポーツ振興課

許 認 可 等 の 内 容		由比体育館の利用の目的の変更の許可
根拠法令等及び条項		静岡市体育館条例第 12 条
行政庁		静岡市長
法 令 の 定 め	静岡市体育館条例（平成 15 年静岡市条例第 124 号） （利用の目的の変更等の禁止） 第 12 条 利用者は、利用の目的を市長等の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合は その理由）	未設定 理由：個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ず、 法令の定めた内容以上に具体的基準を設けることがで きないため。
	設 定 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（令和 7 年 4 月 1 日最終設定）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合は その理由）	総日数 1 0 日（休日を含む。）
	設 定 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終設定）